

主な内容	● 放牧地でピロプラズマ病対策を見直そう！	…… 1
	● 馬の流産予防は正しい衛生管理とワクチン接種で！	…… 2
	● 衛生管理状況を点検し、鳥インフルエンザの侵入防止対策の徹底を！	…… 3
	● 群馬県での豚熱発生を踏まえた予防対策の徹底について	…… 4

## 放牧地でピロプラズマ病対策を見直そう！

大家畜課

牛のピロプラズマ病は、タイレリアまたはバベシア原虫を原因とする寄生虫病で、貧血を特徴とする伝染病です。本病の歴史は古く、記録が残る限り大正13年には本県で既に発生が確認されています。有効な対策法が確立されていなかった昭和から平成初期には毎年1,000頭を超える牛が発症し、畜産経営に大きな被害をもたらしました。

本原虫を牛から牛へ媒介するのはフタトゲチマダ二等のダニで、放牧により感染リスクが高まりますが、牛へのダニ寄生を防除することで、本病を予防することができます。特に、平成18年以降はフルメトリン製剤のプア・オン法（牛の頸部から尾部にかけて、背中に薬液を滴下塗布する方法）が普及し、本病の発生は顕著に減少しました。しかし、県内で本原虫がいなくなったわけではありません。当所で実施した血液検査244頭を回顧調査した結果、18頭（7%）の牛に本原虫の寄生が確認されました。放牧経験の有無で比較すると、**放牧経験のない牛では4%であったのに対して、放牧経験のある牛では13%と多く、未だに放牧地で感染が続いていることが疑われました。**



血液検査による調査結果（平成31年4月～令和2年9月、244頭）

放牧経験	品種	検査頭数	寄生頭数	寄生率
なし	ホルスタイン種	39	2	5%
	黒毛和種	115	4	3%
	小計	154	6	4%
あり	ホルスタイン種	18	0	0%
	黒毛和種	72	12	17%
	小計	90	12	13%
計		244	18	7%

**フルメトリン製剤を活用した放牧対策を徹底するよう、今一度、見直しましょう。**

～ フルメトリン製剤による対策のポイント ～

- **頭部から尾根部にかけてフルメトリン製剤を塗布すること（背中だけはダメ）**
- フルメトリン製剤を塗布する間隔は**2～3週間おき**とすること。
- フルメトリン製剤は治療薬ではないので、**発症牛に塗布しても貧血は改善しない。**

馬の流産は感染性と非感染性に大別され、それぞれの原因と対策について解説します。

【感染性の流産】

ウイルスによる流産で、まず疑うのは伝染力の強い**馬鼻肺炎ウイルス (EHV)** です。EHVによる流産は県内でも数年に1回以上の発生があります。馬鼻肺炎は**前兆がなく、突発性の流産で、胎盤に損傷が認められないことが特徴**です。予防策として唯一ワクチンがあり、生ワクチンは妊娠6～8か月齢目に1回目、その4週間後に追加接種を行います。日頃の厩舎や器具等の清掃、消毒だけでなく、特に妊娠後期には、ストレスを与えないことも重要です。

細菌・真菌による流産は、胎盤炎を引き起こすことが知られ、**飼育環境と母体側の免疫力の低下が大きな要因**と考えられています。原因菌は、通常の牧場環境中に存在しますので、定期的な生殖器検査、厩舎や敷料等の衛生管理と消毒が重要です。



《馬鼻肺炎による流産胎子》

【非感染性の流産】

非感染性の原因は、多岐にわたり、臍帯・胎子循環障害、臍帯捻転、双胎などが知られています。最も多い循環障害の原因は、未だ明らかにされておらず残念ながら有効な予防法、検査法がありません。双胎の対策としては、交配18日後までに妊娠鑑定を2回行い、減胎処置を実施する方法があります。

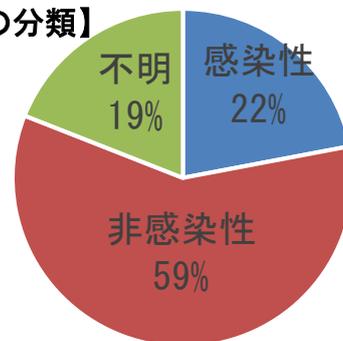
北海道日高地方における2004～2013年の調査では、感染性より非感染性によるものが多いことが報告されています。

【各胎齢別流産発生の割合】

胎齢 (か月)	割合 (%)
2～5	6.5
<b>6～9</b>	<b>71.9</b>
10～12	20.7
不明	0.9

流産は胎齢6～9か月齢での発生が多い。

【流死産原因の分類】



【胎齢6～9か月齢における流産の原因】

原因	非感染性	不明	感染性	(内訳)	
				EHV	細菌・真菌
割合 (%)	64.9	14.8	20.3	<b>26.1</b>	73.9

出典：日獣会誌 58 321～325 (2005)、馬の資料室 (日高育成牧場 No.133)

【もしも流産が発生したら】

**再発防止には、適切な材料を用いた検査による原因究明が必要です。**速やかにかかりつけの獣医師に連絡し、**流産胎子・胎盤は清潔なビニール袋に入れて冷蔵保管**してください。

馬房は逆性せっけんや塩素剤で消毒し、管理者以外の出入りは制限しましょう。

## 衛生管理状況を点検し 鳥インフルエンザの侵入防止対策の徹底を！

中小家畜課小家畜担当

高病原性鳥インフルエンザの発生は、平成 30 年以降比較的落ち着いた状況となっていました。今シーズンを迎え、**10月25日の韓国の野鳥**での確認を皮切りに、**北海道の野鳥、香川県での採卵養鶏場での発生**と短期間での確認が続いており、**非常に警戒が必要な状況**となっています。

本県は、鳥インフルエンザの発生を防止するため、毎年 10 月までに各養鶏農場の「**飼養衛生管理基準**」の遵守状況を確認しています。

今年度（10月12日時点）管内 141 戸（肉用鶏 102 戸、採卵鶏 25 戸、採卵及び肉用種鶏 12 戸、その他 2 戸）の確認結果は下記のとおりで、**野生動物の侵入防止対策など十分でない農場が約 3 割**見受けられ、速やかな改善をお願いしたところです。

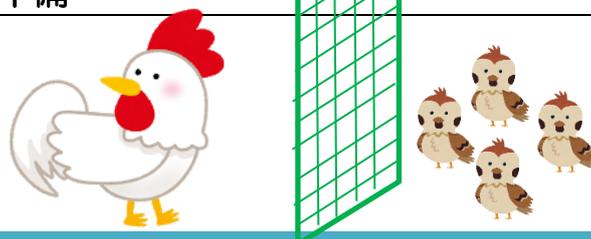
野鳥の飛来時期を迎え、**気を引き締めて侵入防止対策に取り組むことが重要**です。

近年の国内における家畜伝染病（豚熱など）の発生等を踏まえ、改正**飼養衛生管理基準**が**10月1日から施行**されました（一部項目を除く）。

今一度ご確認の上、不備のないよう確認・対応をお願いします。

### ～ 飼養衛生管理基準の確認結果 ～

不備がみられた項目	農場数
<b>野生動物の侵入防止対策の不徹底</b> （鶏舎の壁や防鳥ネットの破損や隙間、鶏糞置き場等への防鳥ネット等の未設置など）	44 戸
<b>鶏舎へのネズミ侵入対策の不徹底</b> （鶏舎周辺の片付け・草刈、殺鼠剤等による駆除対策）	39 戸
<b>踏み込み消毒槽の設置等の長靴の消毒不備</b>	15 戸
<b>鶏舎専用の衣服及び靴の未設置及び未使用</b>	13 戸
<b>衛生管理区域の設定や境界の明示の不備</b>	11 戸
<b>埋却地の確保</b>	7 戸
<b>車両消毒の不備</b> （消毒設備の消毒液の未補充、消石灰帯が短い）	7 戸
<b>入場者記録の作成及び項目の不備</b>	5 戸
<b>飼料及び飲料水への野生動物の排泄物の混入防止対策の不備</b>	4 戸
<b>死体保管場所の不備</b>	1 戸



## 群馬県での豚熱発生を踏まえた予防対策の徹底について

中小家畜課中家畜担当

9月26日に国内で半年ぶりに群馬県高崎市の一貫農場（5,887頭）で豚熱が確認されました。ワクチン未接種子豚での発生でしたが、拡大CSF疫学調査チームによる発生要因分析を踏まえた予防対策の重要ポイントと管内の飼養衛生管理状況の問題点についてまとめました。

### □ 車両消毒

発生農場の衛生管理区域は離乳・繁殖エリアと肥育エリアが公道で分かれています。公道をまたぐ際の車両消毒が徹底されていませんでした。

**ポイント**：衛生管理区域に入る際は車両消毒を徹底しましょう。

### □ 防鳥ネット

農場内にカラス等の野生動物の侵入がありました。離乳豚は屋外のユニット豚舎で飼育され、堆肥舎も含め防鳥ネット等が設置されていませんでした。

**ポイント**：豚舎開放部や堆肥舎は防鳥ネットで覆い、野生動物によるウイルスの持ち込みを防止しましょう。

管内農場の56%（30戸）に不備がありました。



### □ 衣服・靴の交換や消毒

離乳エリア専用の長靴はありましたが、離乳豚のユニット豚舎の長靴交換や踏み込み消毒がありませんでした。衛生管理区域内に自宅があり、衣服・靴の交換や消毒が十分ではありませんでした。

**ポイント**：畜舎ごとに専用の長靴を設置し、入場する際の手指消毒を徹底しましょう。

管内農場の22%（12戸）に不備がありました。



### □ 早期通報

当該農場は、飼養豚の死亡数増加を他の疾病によるものと疑い、家畜保健衛生所への早期通報をしなかったため、患畜の発見が遅れました。

**ポイント**：死亡頭数が増加した場合、自己判断をせず、遅滞なく当所に通報しましょう。

10月22日現在、感染イノシシは福島県会津若松市まで確認され、山形県・宮城県のワクチン接種が始まりました。

上記のポイントを今一度確認して農場の経営を守りましょう。

〒023-0003 岩手県奥州市水沢佐倉河字東館 41-1

岩手県県南家畜保健衛生所 Tel 0197-23-3531 Fax 0197-23-3593

岩手県県南家畜衛生推進協議会 Tel 0197-24-5532 Fax 0197-23-6988